

2023年シンガポール大会のEmerging IP 委員会報告書

Emerging IP 委員会 小林 幸夫

2023年のEmerging IP 委員会では、「ChatGPTと知的財産権」に関する以下のテーマが課題として与えられました。

- ① Does usage of ChatGPT affect existing IP in your country?
(ChatGPTの使用は、貴国の既存の知的財産権に影響を与えていますか?)
- ② What type of IPs can be generated in AI-based models like ChatGPT?
(ChatGPTのようなAIベースのモデルでは、どのようなタイプの知的財産権を産み出すことができますか?)
- ③ In a global scenario, are existing laws sufficient to tackle new-age inventions?
(グローバルなシナリオという観点から、既存の法律は新時代の考案物に対し十分なのでしょうか?)

日本部会のメンバーで委員会の開催ごとに協議し、ChatGPTと知的財産権について以下のような理解を前提に与えられた課題に対して回答することとしました。

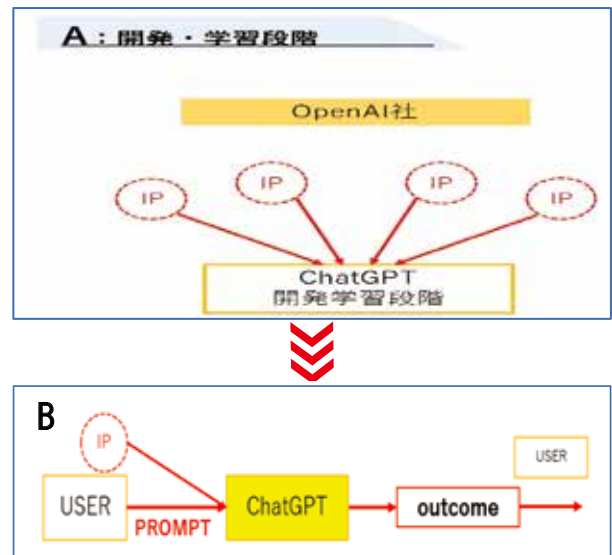
前提としてのChatGPTの知識と利用した場合の効果

- 1 ChatGPTはOpen AI社が提供するアプリケーションの名称であること
- 2 規約により成果物の著作権その他の権利は全て利用者（法人）に帰属すること
- 3 日本の場合、30条の4の規定（著作物の非享受

利用）により、著作権者の許諾なく利用できることが明文化されていること。（外国では包括的規定による調整が多い）

- 4 ChatGPT利用による成果物は、利用者の責任として把握できること、つまり、著作権侵害か否かは、既存の著作物と成果物との①実質類似性があるかどうか、②依拠性（promptとして指示した著作物に既存の著作物が含まれているか否か）によるのではないか。

そして、ChatGPTと知的財産権の発表に対しても、A：開発・学習とB：利用する2段階にわけて考えると説明しやすいと考えました。



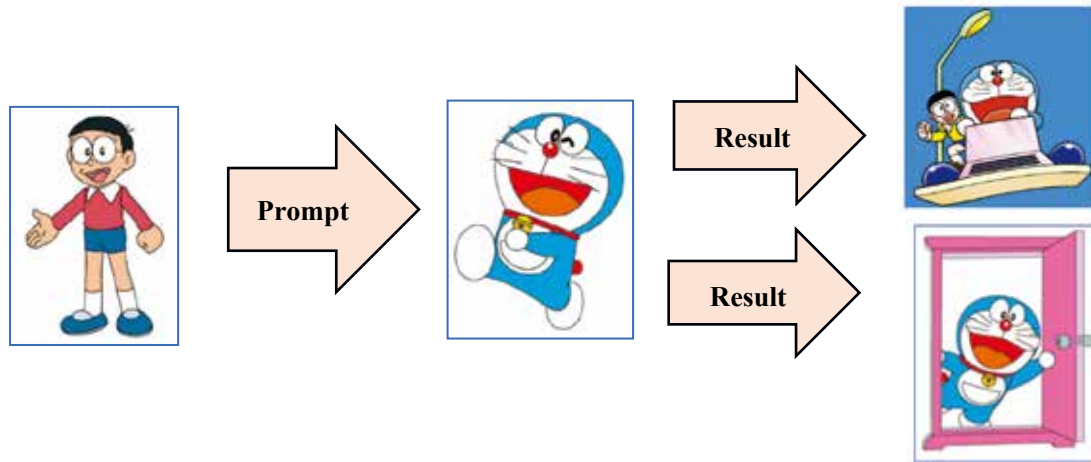
発表した内容

まず、日本では、人工知能やChatGPTの登場、利用は大きなインパクトをもって受け入れられましたが、欧州などと比べて拒否反応はあまりないのではないかという点を説明したのです。そして、これ

は日本の過去のアニメーションで人口知能を使ったキャラクターが数多く紹介されてきたことが原因ではないか、という説明をしました。典型的な例として外国でも知られている「ドラえもん」を紹介しました。ご存知だと思いますが、ドラえもんは、1969年、今から54年前に、日本で生まれたアニメーションであり、ドラえもんはAIを備えたロボットです。人間である「のび太」（勉強も運動もあまりできない少年）が、困ったことがあると（漫画ではの

び太が大きな声で泣きながらドラえもと叫ぶ）、ドラえもんにお願いして、秘密道具を出してもらいます。そしてその秘密兵器を使って解決し、逆に新たなトラブルが発生するというお話です。

これは人工知能であるChatGPTを利用することと似ているのではないのでしょうか。そして、とりわけ日本人はドラえもんのおかげで、ChatGPTや人工知能に対して、警戒感よりもむしろ親近感を持っていると考えられないかということです。



課題に対する回答

そして課題に対する回答は以下のとおりです。

- ① Does usage of ChatGPT affect existing IP in your country?
- ② What type of IPs can be generated in AI-based models like ChatGPT?
- ③ In a global scenario, are existing laws sufficient to tackle new-age inventions?

- ① に関しては、日本の場合、ChatGPTの使用が既存の知的財産権には影響を与えない。Aの段階の問題であり具体的な条項があり、情報解析のための著作物の利用である限り著作権侵害にはならないこと、B段階の利用段階では、ChatGPTによる利用結果はユーザーが責任を負うことになる。のび太が、ドラえもんの秘密道具を利用した責任はのび太がおうことと同じである。
- ② は、ChatGPTは文章を生成するAIであり、生まれる知的財産権もテキストベースの

知的財産権。具体的には言語の著作物及び発明が考えられること。

③については日本では既存の法律でも十分対応している。

以上が、今年のテーマに関する発表でした。

カントリーレポート

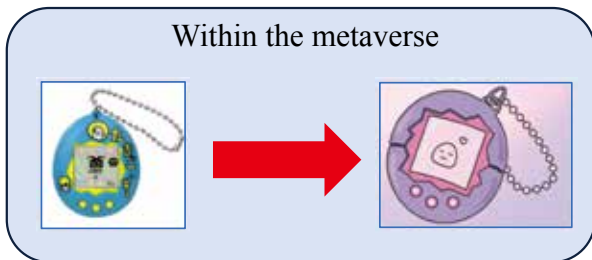
日本のカントリーレポートとして取り上げたのは、不正競争防止法改正によるメタバース上の形態模倣の保護が可能になったことを説明しました。

2023年に、不正競争防止法の2条1項3号が改正され、メタバース上の模倣対策ができるようになりました。この新たな条項については、理解を助けるため同号の典型的な保護事例としての「たまごっち」の現物を持参して説明しました。

「たまごっち」の事案



はドラえもんと違って外国では知られていないと思
い、簡単に説明をしました。日本で25年前に大きな
ブームとなったこと。この商品を模倣したおもちゃ
が多数出回り、類似品について訴訟が提起されて不
正競争防止法2条1項3号違反を認定した判決が
あったこと、しかし、当時はネット上の模倣品（デ
ジタル上の商品）については規制できずにいたこと
です。そして、今回の改正によって、メタバース上
の販売も取り締まることが可能となったということ
です。



実は、当方は、25年前、メーカーの代理人弁護士
として不正競争防止法2条1項3号を根拠に訴訟提
起や警告書を発送して偽物退治を行っておりました。
ネット上のバーチャル商品に対しても何らかの
手段を取りたかったのですが、法的根拠がなくて、
放置せざるをえませんでした。25年待っていれば、

対処できたということですが、もはやブームはさっ
とあります。

シンガポール大会では、その話を前半のテーマで
使ったドラえもんの人形を持ち出して、ドラえもん
に頼んで「タイムマシン」という秘密兵器を使い、
25年前の自分や依頼者に「25年待ってくればバー
チャル上の偽物商品を退治できるからね。」という
ジョークを述べて受けを狙いました。

最後に、6年間共同議長をされていたインドの弁
護士ガブリエルさんにドラえもんを差し上げまし
た。これを使えば、何か困ったことがあればドラえ
もんを頼んで解決してもらって下さいというジョー
クも一緒に。同氏は、他の2人の共同議長も6年間
やっていたよ、と言われました。そこで、最新
型のたまごっちをそれぞれ差し上げて当方の発表は
終わりました。



全体の委員会の様子

AIを備えた日本のキャラク
ターの「ドラえもん」を6年
間勤められた共同議長ガブ
リエル氏に贈呈した画像

